



YZサーキット 利用者走行規定

< 第一条 予約とキャンセル >

- 一、当サーキットのコースは予約無しでもフリー走行できますが、予約された方が確実に走行でき、料金も安くなります。
- 二、予約は電話予約、メール予約の何れかです、その他の方法でのご予約は有効ではありません。
- 三、予約のキャンセルは1台以上4台以下の場合前日まで、5台以上の場合は3日前まで、左記期間外のキャンセルには規定のキャンセル料金がかかります。
- 四、キャンセル料金の精算は基本的に、ご予約代表者から当日の受付窓口で精算します。
- 五、当日キャンセル料金を支払える状況にない場合は後日何らかの形でご請求いたします。
- 六、キャンセルされる場合は例え当日でも必ずその旨をお伝え下さい。

< 第二条 走行前準備 >

- 一、ヘルメットはジェット型又はフルフェイス型を必ず着用する。半ヘル等は使用できません。
- 二、レーシンググローブを着用して下さい。軍手は禁止です。
- 三、レーシングシューズ又は運転に適した靴を履いて走行すること。サンダルや裸足での走行は厳禁です。
- 四、同乗者も含め、出来る限り肌の露出しない服装で乗り込む事。半ズボンや裸は認められません。
- 五、ガラスレンズ類は飛散防止対策として取り外すかテーピングをすること。
- 六、各パーツが飛散しないようボルト・ナット類の増し締めを必ず行って下さい。

< 第三条 ルールとマナー >

- 一、(ドライバーズミーティング)
本施設コースを初めて走行される方は、走行開始前に必ずドライバーズミーティングを受講しなければなりません、ドライバーズミーティングを一度も受けていない方は走行することができません。
- 二、(音量規制について)
周辺地域への騒音公害防止のため、音量の著しく大きい車輛の走行はできません、音量規制の目安は、105db(ホン)です。
- 三、(ドリフト走行の禁止事項)
ストレートでの直ドリ(卍走行)などは危険防止のため禁止となっております。
- 四、(ピットイン、コースイン方法)
ピットインはスローダウンしながらコースのアウト側を走行して、ウイカー等を出しながら行ってください。コースインは後方の安全を確認の上アウト側を走行し、その後自分のラインに入って下さい。いきなりコースを横切るようなコースインはしないで下さい。
- 五、(コース上でのトラブルの対処)
コースアウトした場合にはコースをなるべく汚さないようにアウト側の端を走行してピットへ戻り、汚れを落としてコースに復帰して下さい。走行中にコースに砂利等が出た場合は跳ね石等で危険です、その都度走行を一旦中断しスタッフに申告して下さい。
- 六、コース上では車輛が自走できない状態になった場合を除き、駐停車することは禁止されています。
- 七、自分よりも明らかに速い車輛が後方より接近してきた場合は、速やかに進路を譲って下さい。
- 八、走行中は周りの状況を常に把握する事を心がけ、自分の限界を超えた走行はしないで下さい。
- 九、オフィシャルが掲示したフラッグ指示を無視したドライバーは、走行を中止させます。
- 十、横転時の危険を防止するため、人が乗る側の窓は必ず半分以上閉めて走行して下さい。
- 十一、サーキットでの走行は万一走行中に他車と接触した場合や停止中に接触した場合などでも、どんな状況でも(たとえ停車中であっても)その相手を非難したり修理代を請求することができません。サーキット走行は危険を伴うスポーツであり、そうしたリスクを常に背負っていることを念頭に入れて楽しく走行しましょう。
- 十二、火災予防と場内美化のため、ゴミ、吸殻、空き缶などは指定の位置にお捨て下さい。
- 十三、廃タイヤ、廃オイル、ちぎれたタイヤ、破損した車の部品等の不燃物は、当サーキットで処理できません。各自持ち帰り処分して下さい。
- 十四、深夜又は早朝に到着した場合、周辺住民への迷惑となりますので、必ず駐車場内に駐車の上、エンジン、オーディオなどをかけたままにしないで下さい。
- 十五、エンジン始動は午後8:00から翌朝8:00までは禁止します。
- 十六、路上駐車されている方の入場は固くお断り致しております。

< 第四条 総合車両規定 >

- 一、マフラーは消音効果のあるものを装着していること。音量規制の基準は105dbです。
- 二、3点式以上のシートベルトが装着された車輛であること。
- 三、オープンカーには強度のあるロールバーの装着が必要です。
- 四、横転の危険性が高いため、原則として1ボックス車輛などのスポーツ走行は禁止されています。
- 五、他の車輛やドライバーを危険にさらしたり、迷惑する改造をした車輛は走行できません。

< 第五条 利用の中断、中止 >

- 一、本施設の利用中に事故またはコーストラブル発生、車両の回収の必要、天候の悪化その他施設管理者が安全管理上必要と判断した場合には、施設管理者は本施設の利用を一時中断または中止することができる。
- 二、前項において本施設の利用を一時中断または中止した場合、一度でもコースインした利用者に対しては走行料金の返還は行わない。
- 三、施設管理者が安全管理上不適切だと判断した個人もしくは団体に関して走行の中断、中止、退場を行える。その場合、走行料金の返還は行わない。

< 第六条 施設破損の責任 >

利用者が本施設の設備や備品を破損した場合には、施設管理者に対し、当該修理に要する費用または備品調達に必要な費用を賠償する。

< 第七条 損害賠償の免責 >

本施設内において利用者が被った損害については、コース内外の別、レース中、レース外の別、物損、人損の別を問わず、施設管理者・設置者ならびにこれらの従業員は一切の賠償責任を負わない。